高齢者の総合福祉サービスのご案内

28年度

介護が必要な方に
介護保険サービス

ひとり暮しや虚弱な方に
自立支援サービス

在宅の要介護者に
在宅生活・家族介護支援事業

すべての高齢者を対象に
介護予防事業

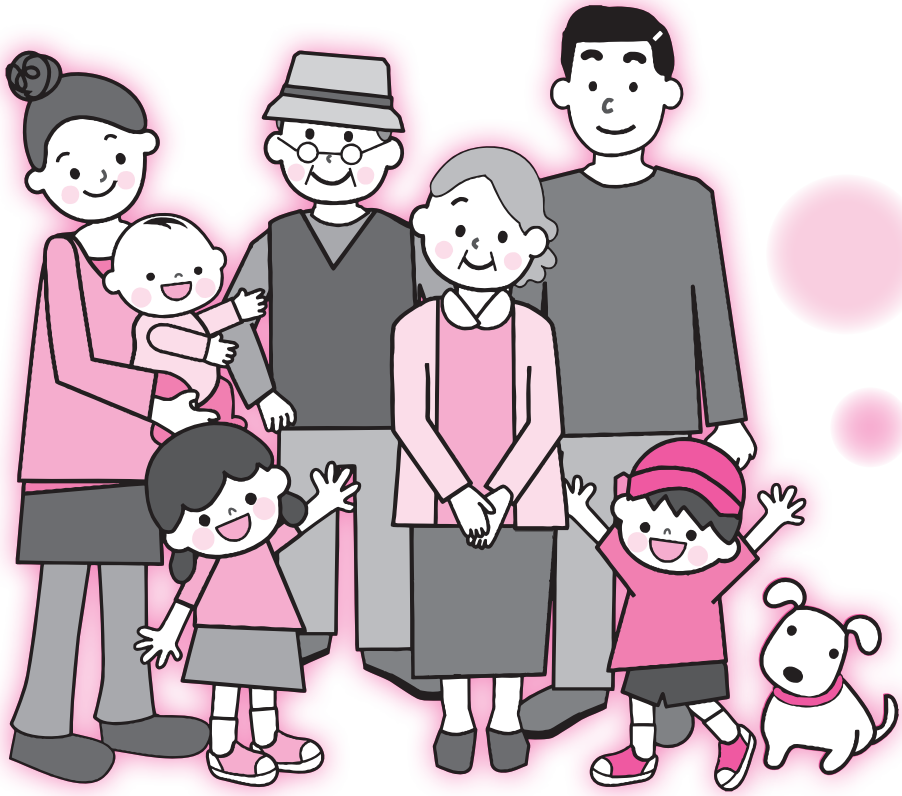

多くの人が長生きできるようになった現在、寝たきりや認知症の方も急速に増え、介護は避けて通れない問題となっています。

介護される人も、する人も安心して暮らせる21世紀のために、みなさんと市とサービス提供機関などが一体となって、社会全体で支えあう地域にしていきましょう。

南砺市

高齢者福祉や介護保険サービスに関する各種相談窓口

市や各機関で高齢者のための様々なサービスを実施しています。お気軽にご相談ください。

市役所の相談窓口

担当地域	名　　称	電話番号	所　在　地
全　域	南砺市地域包括医療ケア部地域包括ケア課長寿介護係(井口行政センター内)	23－2034	南砺市蛇喰1009
城　端	南砺市城端行政センター	62－1213	南砺市城端1046
平	南砺市平行政センター	66－2131	南砺市下梨2240
上　平	南砺市上平行政センター	67－3211	南砺市上平細島879
利　賀	南砺市利賀行政センター	68－2112	南砺市利賀村171
井　波	南砺市井波行政センター	82－1181	南砺市井波520
井　口	南砺市井口行政センター	64－2211	南砺市蛇喰1009
福　野	南砺市福野行政センター	22－1101	南砺市苗島4880
福　光	南砺市福光行政センター	52－1571	南砺市荒木1550

地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター

介護に関する相談や高齢者福祉に関する総合相談および家族介護教室などに対応しています。

担当地域	名　　称	電話番号	所　在　地
全　域	南砺市地域包括支援センター（井口行政センター内）	23－2034	南砺市蛇喰1009
城　端	きらら在宅介護支援センター	62－0483	南砺市理休247-1
	在宅介護支援センターうらら	62－8113	南砺市理休270
平・上平・利賀	南砺市五箇山在宅介護支援センター	66－2808	南砺市下梨2271
井波・井口	南砺市井波在宅介護支援センター	82－7773	南砺市井波938
福　野	ふくの若葉病院在宅介護支援センター	23－1011	南砺市苗島367
	旅川在宅介護支援センター	22－7765	南砺市院林92-1
福　光	やすらぎ荘在宅介護支援センター	52－6450	南砺市天池1570
	ふく満在宅介護支援センター	53－0055	南砺市福光1045

社会福祉協議会

地域における支えあい活動の場づくり、ボランティア活動の支援、福祉サービスの企画･実施を行います。
また、福祉サービスの利用援助・心配ごと相談・情報紹介などの支援も行います。

担当地域	名　　称	電話番号	所　在　地
全　域	(福)南砺市社会福祉協議会本所	64－2940	南砺市蛇喰1009
城　端	(福)南砺市社会福祉協議会城端支所(美山荘内)	62－3547	南砺市理休429
平	(福)南砺市社会福祉協議会平支所(平行政センター内)	66－2012	南砺市下梨2240
上　平	(福)南砺市社会福祉協議会上平支所(上平行政センター内)	67－3411	南砺市上平細島879
利　賀	(福)南砺市社会福祉協議会利賀支所(ネイトピア喜楽内)	68－2316	南砺市利賀村百瀬川313
井　波	(福)南砺市社会福祉協議会井波支所(井波社会福祉センター内)	82－0906	南砺市井波521
井　口	(福)南砺市社会福祉協議会井口支所(井口社会福祉センター内)	64－8033	南砺市蛇喰1009
福　野	(福)南砺市社会福祉協議会福野支所(さつき荘内)	22－3019	南砺市院林82－2
福　光	(福)南砺市社会福祉協議会福光支所(福光庁舎別館内)	52－1222	南砺市荒木1550

保健センター

健康に関する相談や健康づくりのための保健指導を行っています。

担当地域		名　　称	電話番号	所　在　地
全　域		南砺市福光保健センター	52－1767	南砺市荒木1528
	平 上平 利賀	南砺市平保健センター	66－8026	南砺市下梨2271
		南砺市地域包括医療ケア部健康課（井波庁舎内）	23－2027	南砺市井波520

介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ

本事業には、要支援認定者と基本チェックリスト該当者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上全ての高齢者が利用できる「一般介護予防事業」の２種類があります。

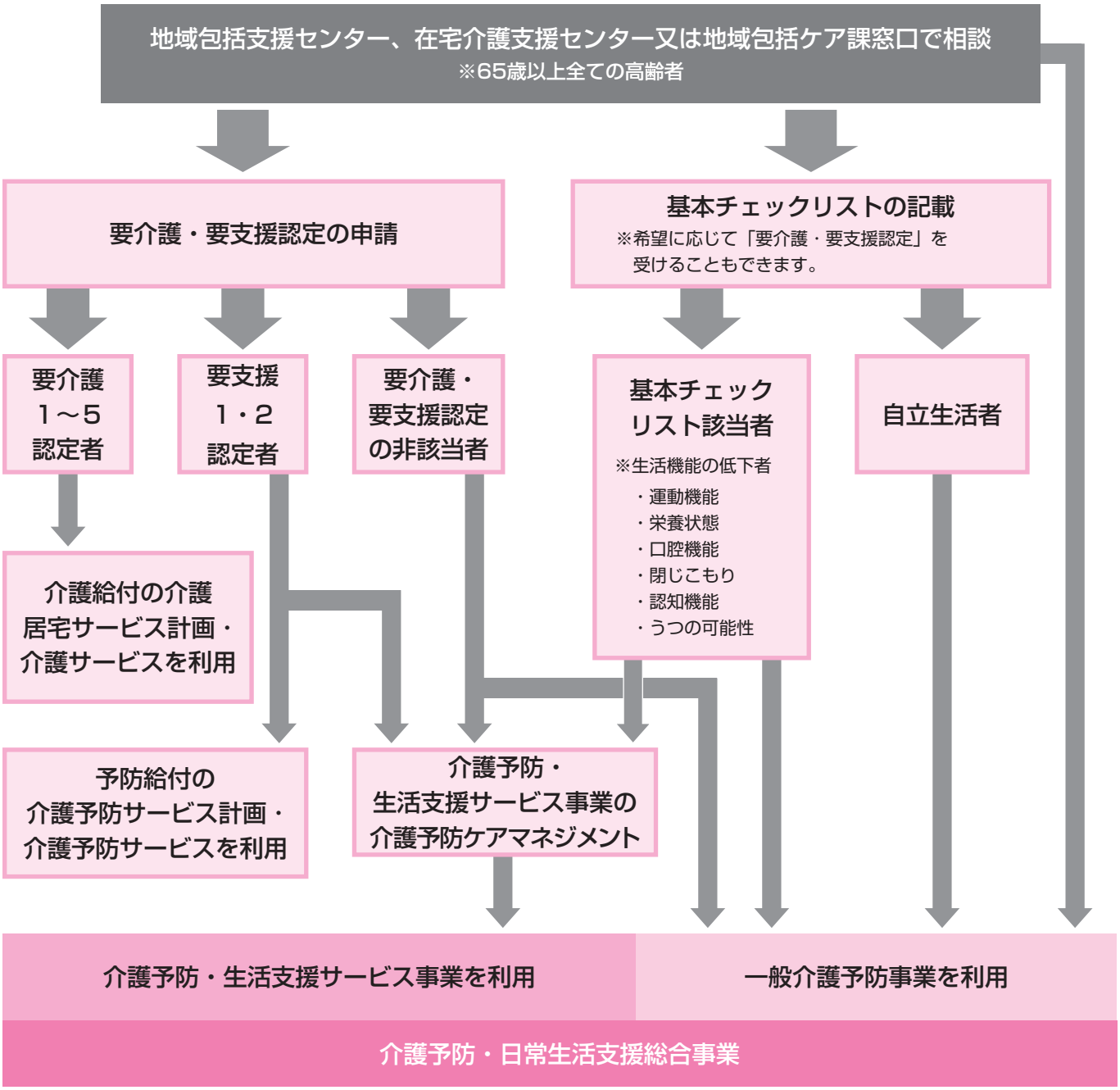

介護が必要になったら、要介護認定を受けます

■介護サービスを利用するまでの流れ

	〈どこで〉	〈内　容〉
介護相談	在宅介護支援センター 地域包括支援センター	寝たきりや認知症で家族の介護では限界、何か利用できるサービスは…などご相談ください。
↓ 介護申請	地域包括ケア課または各行政センター	必要書類として、①介護認定申請書②介護被保険者証③主治医意見書をご持参ください。
↓ 認定調査	自宅または入院先など	申請から7日以内に認定調査員が訪問し、病状・生活状況など介護でお困りの状況を聞き取ります。
↓ 認定	介護認定審査会で判定	
↓ 介護度決定	砺波地方介護保険組合から通知	原則として申請から30日以内に認定結果が記載された介護保険証が郵送されます。（水色の封筒） 介護度は新規は概ね6ヶ月間有効、更新は12ヶ月間（最長24ヶ月間）有効です。（更新手続きが必要）
↓ 介護計画の作成	ケアマネジャー（介護支援専門員）と面接相談	居宅介護支援事業所へ連絡し、利用希望サービスについて手続きや利用調整・費用・契約などを相談します。（4ページ参照）
↓ サービスの開始	自宅でサービス事業者と面接	サービスの手続きは、サービス内容の確認・契約の取り交わし・必要書類の提出があります。

■介護認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果にもとづいて「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。

要支援1・2	要介護1～5	非該当
介護保険の対象者だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など。	介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など。	介護保険の対象者にならないが、生活機能が低下している虚弱高齢者など、将来的にその危険性が高い人など。

介護認定の結果、要支援1～要介護5までの方については税の障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは地域包括ケア課まで。

Ⅰ．在宅介護サービス

■指定介護予防支援事業所

＊介護認定結果で「要支援1・2」と認定を受けた高齢者
＊基本チェックリスト該当者

名　　称	電話番号	所　在　地
南砺市地域包括支援センター（井口行政センター内）	23－2034	南砺市蛇喰1009

■居宅介護支援事業所

＊介護認定結果で「要介護１～５」と認定を受けた高齢者

介護保険の在宅サービス計画の作成や、サービス事業者等との連絡調整や介護保険の情報紹介

地　域	名　　称	電話番号	所　在　地
城　端	うらら居宅介護支援事業所	62－8113	南砺市理休270
	きらら居宅介護支援事業所	62－0483	南砺市理休247-1
	となみケアサービス	62－3777	南砺市野口191-1
	居宅介護支援事業所　知恵ふくろう城端	55－6931	南砺市細木108-1
平	南砺市五箇山在宅介護支援センター	66－2808	南砺市下梨2271
井波・井口	南砺市井波在宅介護支援センター	82－7773	南砺市井波938
	いなみ居宅介護支援事業所	82－7045	南砺市井波1310-1
福　野	旅川居宅介護支援事業所	22－7765	南砺市院林92-1
	ふくの若葉病院	23－1011	南砺市苗島367
	居宅介護支援事業所　さとの家	55－6344	南砺市焼野106
福　光	JA 福光ふれあいセンター	52－8585	南砺市福光1165
	なんと居宅介護支援事業所	52－0050	南砺市天池字二番野島1555-3
	ふく満居宅介護支援事業所	53－0055	南砺市福光1045
	やすらぎ荘居宅介護支援事業所	52－6450	南砺市天池1570
	居宅介護支援事業所　母笑夢	52－7555	南砺市遊部川原53

●在宅サービスの支給限度額（1ヶ月単位）

要支援等の状態区分	支給限度額
基本チェックリスト該当者 要 支 援 1	50,030円
要 支 援 2	104,730円

要介護状態区分	支給限度額
要 介 護 1	166,920円
要 介 護 2	196,160円
要 介 護 3	269,310円
要 介 護 4	308,060円
要 介 護 5	360,650円

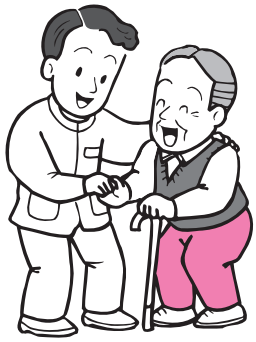

訪問で受けるサービス

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が心身の状況に応じて、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上で必要なサービスを利用者の生活リズムに合わせ、24時間体制のサービスを提供します。

■訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、排泄、入浴、食事などの身体介護や、調理、掃除、洗濯、買い物などの生活援助を行います。

■訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、かかりつけ医の指示に基づき、病状の観察、床ずれの手当て、経管栄養の管理などを行います。

■訪問入浴介護

寝たきりのお年寄りなどの家庭を、入浴設備を積んだ車で訪問し、入浴の介助を行います。看護師などが健康チェックを行います。

■訪問リハビリテーション

通院が困難な方に理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、医師の指示に基づき、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

■居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、医学的な管理や指示に基づき、介護、薬などの指導を行います。

■在宅介護（介護予防）サービス事業所＜訪問＞

施設区分	サービス内容	所在地域	名　　称	電話番号	所　在　地
新 定期巡回	24時間体制の訪問サービス	福　野	福野定期巡回サービス事業所	23－3650	南砺市松原678-1
訪問介護	家庭を訪問し生活援助や身体介護サービスが受けられます。	城　端	となみケアサービス	62－3777	南砺市野口191-1
			ＪＡなんと指定訪問介護事業所	62－8588	南砺市理休190-1
		平	南砺市五箇山ホームヘルプステーション	66－2012	南砺市下梨2240
		上　平		67－3411	南砺市上平細島879
		利　賀		68－2316	南砺市利賀村百瀬川313
		井　波	南砺市井波ホームヘルプステーション	82－0524	南砺市井波938
			楽寿荘ホームヘルプステーション	82－2003	南砺市井波2200
		福　野	旅川ホームヘルプサービス事業所	22－6548	南砺市院林92-1
		福　光	ふく満ホームヘルプサービス事業所	53－0055	南砺市福光1045
			ＪＡ福光ふれあいセンター	52－2621	南砺市福光1192
			ニチイケアセンター南砺	52－8086	南砺市福光1036-2
訪問看護	病状の観察や床ずれの手当てや処置が受けられます。	井　波	南砺市訪問看護ステーション（福光サテライト）	82－7775	南砺市井波938
				52－9595	南砺市梅野2007-5
訪問入浴介護	家庭に入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護が受けられます。	福　光	ふく満訪問入浴介護事業所	53－0055	南砺市福光1045

通所して受けるサービス・短期入所によるサービス

■通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

■通所リハビリテーション（デイケア）

介護療養型医療施設や介護老人保健施設などに通い、食事、入浴提供や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。

■在宅介護（介護予防）サービス事業所＜通所＞

施設区分	サービス内容	所在地域	名　　称	電話番号	所　在　地
デイサービスセンター	日帰りで食事や入浴や日常動作訓練・レクリエーションなどのサービスが受けられます。	城　端	きららデイサービスセンター	62－2651	南砺市理休247-1
			デイサービスセンターうらら	62－8112	南砺市理休270
		平	南砺市平デイサービスセンター	66－2866	南砺市大崩島100
		上　平	南砺市上平デイサービスセンター	67－3003	南砺市上平細島1112
		利　賀	南砺市利賀デイサービスセンター	68－2316	南砺市利賀村百瀬川313
		井　波	デイサービスセンターいなみ	82－7030	南砺市井波1310-1
			モモのところにいってごらん　㋐	82－3431	南砺市山斐150
		井　口	井口デイサービスセンター	64－8801	南砺市蛇喰1010
		福　野	旅川デイサービスセンター	22－6542	南砺市院林92-1
			福野デイサービスセンター	22－1050	南砺市松原500-2
			デイサービスセンターにこやかな里。㋐	23－3811	南砺市福野1466-1
			はぴねすデイサービス和みの里	22－8800	南砺市二日町2077-1
		福　光	やすらぎ荘デイサービスセンター	52－7206	南砺市天池1570
			ふく満デイサービスセンター	53－0055	南砺市福光1045
			デイサービスいちご　㋐	52－7715	南砺市荒木1333-1
			牛田接骨院デイサービス結	52－4686	南砺市中ノ江106-3
			ＪＡ福光デイサービス日向ぽっこ	52－3939	南砺市福光1192
			デイサービス母笑夢　㋐	52－7555	南砺市遊部川原53
通所リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の機能訓練が受けられます。	城　端	介護老人保健施設　城端うらら	62－8557	南砺市理休270
		井　波	南砺市民病院	82－1475	南砺市井波938
		福　野	ふくの若葉病院	23－1011	南砺市苗島367
		福　光	介護老人保健施設　葵の園・なんと	52－0050	南砺市天池二番野島1555-3
			介護療養型老人保健施設　福光あおい	53－1555	南砺市法林寺424

名称に㋐がある事業所は富山型デイサービスです。

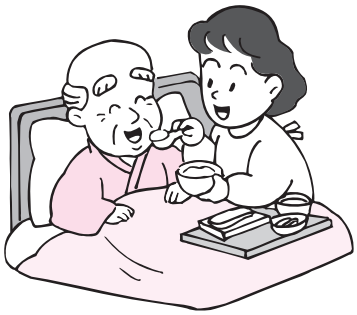

■短期入所介護（ショートステイ）

介護保健施設などに宿泊しながら介護や機能訓練などを受けることができます。日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の２種類があります。

■短期入所サービス施設

	名　　称	電　話　番　号	所　　在　　地
生活介護	特別養護老人ホーム　きらら	62－2323	南砺市理休247-1
	特別養護老人ホーム　いなみ	82－7040	南砺市井波1310-1
	特別養護老人ホーム　福寿園	22－5702	南砺市松原678-1
	特別養護老人ホーム　やすらぎ荘	52－6166	南砺市天池1570
療養介護	介護老人保健施設　城端うらら	62－8555	南砺市理休270
	公立南砺中央病院	53－2228	南砺市梅野2007-5
	介護老人保健施設　葵の園・なんと	52－0050	南砺市天池字二番野島1555-3
	介護療養型老人保健施設　福光あおい	53－1555	南砺市法林寺424
	ふくの若葉病院	23－1011	南砺市苗島367

介護環境を整えるサービス

※福祉用具の貸与および福祉用具購入費支給は指定事業者が行います。

福祉用具の貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。
利用者負担額は実際に要した費用に応じて異なります。

- ○車いす
- ○車いす付属品
- ○特殊寝台
- ○特殊寝台付属品
- ○床ずれ防止用具
- ○体位変換器
- ○認知症老人徘徊探知機
- ○移動用リフト(吊り具部分除く)
- ・歩行器
- ・歩行補助杖
- ・手すり
- ・スロープ
- ・自動排泄処理装置

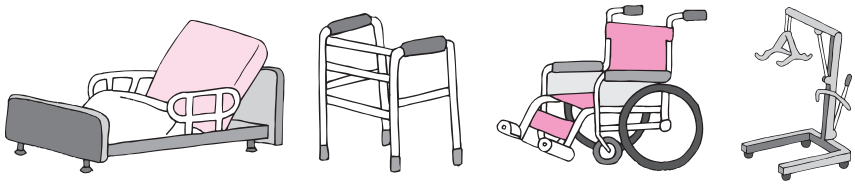

福祉用具購入費支給

福祉用具を購入した場合、同年度内で10万円を上限に費用の「９割」（または８割）を支給します。（申請が必要です）
ただし、同種類の福祉用具は購入できません。

- ・腰掛便座
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトの吊り具
- ・自動排泄処理装置の交換可能部分

※○の用具については、要支援１・２および要介護１の人は原則として保険給付の対象となりません。
　自動排泄処理装置は、要支援１・２、要介護１～３の人は原則として保険給付の対象となりません。

住宅改修費の支給

※事前に申請が必要です。
　ケアマネジャー等にご相談ください。

給付の対象となる下記の住宅改修に対して、対象工事額の20万円を上限に費用の「９割」（または８割）を支給します。

- ・手すりの取付け
- ・床段差の解消
- ・滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他上記改修に伴い必要となる改修

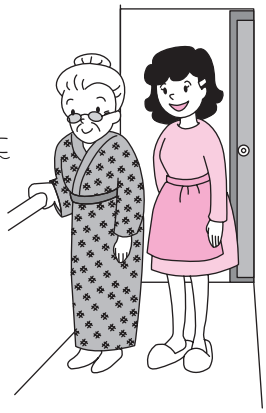

その他の在宅介護サービス

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※要支援1の人は利用できません。

認知症の状態にあり要介護認定を受けたお年寄りが、少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けられます。

所在地域	名　　称	電話番号	所　在　地
城　端	グループホームこもれび	62－8128	南砺市野田213-1
	ぐる～ぷほ～む城端	55－6931	南砺市細木108-1
上　平	グループホーム　イエローガーデン五箇山	67－3700	南砺市東赤尾字横平577-1
井　波	ニチイケアセンター山見　ニチイのほほえみ	82－7883	南砺市山見330-2
	イエローガーデン高瀬	82－6088	南砺市北市256-1
井　口	イエローガーデンいのくち	64－2800	南砺市蛇喰1261
福　野	はぴねすグループホーム福野	22－1778	南砺市二日町2077-7
	はぴねすグループホーム松と春	23－1330	南砺市年代172-2
	ケアタウン・なんと	22－2162	南砺市新邸11-1
福　光	グループホーム葵の園・かいにょ	53－1001	南砺市天池字二番野島1555-3
	グループホーム福光ほほえみの家	53－1555	南砺市法林寺424
	グループホーム柿の華	52－5448	南砺市高宮5106
	愛の家グループホーム南砺福光	53－0180	南砺市福光777-1

■小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

名　　称	電話番号	所　在　地
ニチイケアセンター山見　ニチイのやわらぎ	82－7881	南砺市山見330-2
ケアタウン・なんと	22－2162	南砺市新邸11-1
イエトカフェいずみ	52－1231	南砺市和泉26-1

Ⅱ．施設介護サービス

※要支援・自立に認定された人は利用できません。

介護保険で利用できる施設サービスは３種類あります。治療が中心か介護が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって入所する施設が決まります。利用者と施設の契約になりますので、直接施設に申し込んでください。

介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。

介護老人保健施設
（老人保健施設）

病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

介護療養型医療施設
（療養型病床群）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者のための、医療機関の病床です。医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

※新規入所は原則として要介護３以上の方です。

■介護老人福祉施設

名　　称	電話番号	所　在　地
特別養護老人ホーム　きらら	0763－62－2323	南砺市理休247-1
特別養護老人ホーム　いなみ	0763－82－7040	南砺市井波1310-1
特別養護老人ホーム　福寿園	0763－22－3556	南砺市松原678-1
特別養護老人ホーム　やすらぎ荘	0763－52－6166	南砺市天池1570
特別養護老人ホーム　やなぜ苑	0763－32－3050	砺波市柳瀬3
特別養護老人ホーム　砺波ふれあいの杜	0763－33－0802	砺波市神島756-1
特別養護老人ホーム　ほっとはうす千羽	0766－61－8310	小矢部市浅地121
特別養護老人ホーム　清楽園	0766－67－6664	小矢部市法楽寺1800-1

■介護老人保健施設

名　　称	電話番号	所　在　地
介護老人保健施設　城端うらら	0763－62－8555	南砺市理休270
介護老人保健施設　葵の園・なんと	0763－52－0050	南砺市天池字二番野島1555-3
介護療養型老人保健施設　福光あおい	0763－53－1555	南砺市法林寺424
介護老人保健施設　ケアポート庄川	0763－82－6868	砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
介護老人保健施設　あかり苑	0763－33－0808	砺波市寿町2-38
にしの老人保健施設	0766－67－4430	小矢部市本町3-38
介護老人保健施設　ゆうゆうハウス	0766－67－8008	小矢部市島322

■介護療養型医療施設

名　　称	電話番号	所　在　地
ふくの若葉病院	0763－23－1011	南砺市苗島367
公立南砺中央病院	0763－53－2228	南砺市梅野2007-5
砺波誠友病院	0763－33－7766	砺波市大窪17-1
あおい病院	0763－33－7888	砺波市堀内18-1
となみ三輪病院	0763－37－1000	砺波市頼成605
砺波サンシャイン病院	0763－33－0800	砺波市鷹栖575
つざわ津田病院	0766－61－8585	小矢部市新西117-1
太田病院	0766－67－0443	小矢部市新富町3-11

南砺市の高齢者在宅生活支援・家族介護支援・介護予防事業

介護保険の対象とならない元気高齢者や「自立者」であっても虚弱な方、在宅で介護しておられる介護家族の方に対して、南砺市独自の支援サービスを実施しています。

《各種サービスの問合せ・申請書提出先について》

各サービスの問合せ先および申請書の提出先は下記のとおりです。

㊟…在宅介護支援センター　㊥…地域包括支援センター　㊫…行政センター・地域包括ケア課

●高齢者の在宅生活支援サービス

サービス名	サービス内容	利用対象者	利用内容など
生きがい活動支援通所サービス	家に閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消と要介護状態となることを予防するため、デイサービスセンターの利用を支援します。	要介護認定で自立と判定された65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の高齢者など 【問合せ・提出先】 ㊟ ㊫	２週間あたり１回の利用を限度。 食事料金等の実費の他、利用者負担金が必要です。
生活管理指導員派遣サービス	生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し、自立生活の支援をします。	要介護認定で自立と判断された65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみで構成する世帯の高齢者など 【問合せ・提出先】 ㊟ ㊫	派遣は月～金曜日で、週あたり1回1時間を限度とします。 1回165円の利用者負担金が必要です。
外出支援サービス	在宅要介護高齢者の移送用車両を利用して医療機関への送迎を支援します。	65歳以上の在宅で要介護３以上の高齢者または身体障がい者１・２級の上肢・下肢または体幹障害の方で、移送用車両の利用が必要な方 【問合せ・提出先】 ㊟ ㊫	２週間あたり１往復を限度。助成金額の差額は利用者負担となります。 ただし、山間過疎地域振興条例の対象となる集落の在住者は、10km以上の助成金額が1.5～2.0倍になります。
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	寝具類の衛生管理のため、洗濯乾燥消毒費用を支援します。 利用券は、掛け布団･敷き布団･毛布各１枚の洗濯乾燥消毒に利用できます。	65歳以上の要介護３以上の寝たきりまたは認知症高齢者、介護認定を受けている70歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみで構成する世帯の高齢者、上下肢または体幹機能障害１・２級の身体障がい者 【問合せ・提出先】 ㊫	１人あたり、年間２枚の利用券を交付し、６ヶ月に１枚の利用券を助成します。 利用料金の差額は利用者負担となります。
訪問理美容サービス	理美容院へ行くことが困難な要介護者の家庭を理容師または美容師が訪問してサービスを提供する費用を支援します。	65歳以上の要介護４以上の高齢者、下肢または体幹機能障害１・２級の身体障がい者および療育手帳Ａをお持ちの方 【問合せ・提出先】 ㊟ ㊫	１人あたり、年間２枚の利用券を交付し、６ヶ月に１枚の利用券を助成します。 利用料金の差額は利用者負担となります。

サービス名	サービス内容	利用対象者	利用内容など
除雪支援サービス	屋根雪除雪の費用を支援します。ただし、家周りの除雪については、下記の軽度生活援助サービスの対象作業となります。 民生委員にご相談願います。	65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、65歳以上の高齢者のみで構成する世帯、ひとり暮らしの身体障がい者1・2級の方など ただし、世帯全員が前年の所得税非課税の世帯 **【問合せ・提出先】** ㊟	**1回あたり10,000円**を限度に支援し、1降雪期間あたり**2回**を限度とします。 ただし、山間過疎地域振興条例の対象となる集落の在住者は4回を限度とします。
軽度生活援助サービス	南砺市シルバー人材センターを利用した以下の作業費用を支援します。 ・庭木の伐採（剪定は除く） ・庭（家周り）の除草 ・家屋内の整頓、清掃 ・家周りの除雪 （屋根雪おろしを除く） ・家屋の雪囲い（樹木は除く） ・家周りの防備（台風対策） ・障子の張り替え	70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみで構成する世帯、身体障がい者1・2級の方のみで構成する世帯など ただし、世帯全員が前年の所得税非課税の世帯 **【問合せ・提出先】** ㊟ ㊟	**費用の5割**を支援し、1世帯の年間**支援限度額は10,000円**とします。 ただし、山間過疎地域振興条例の対象となる集落の在住者は20,000円を限度額とします。 また、機械代・材料費は支援の対象外です。
「食」の自立支援サービス	健康で自立した生活が送れるよう、バランスのとれた食事（配食）を提供します。	65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯および65歳以上の高齢者のみで構成する世帯の高齢者で、自身で食事の準備ができない方 **【問合せ・提出先】** ㊟ ㊟	1日1食とし、週あたり5食を限度。 1食あたり一般食は300円、療養食は350円の利用者負担が必要となります。
緊急通報装置対応サービス	24時間通報の可能な機器を貸与し、緊急時の連絡対応を図り、高齢者の日常生活の不安の解消を支援します。	健康状態や身体状況の理由により日常生活に支障がある65歳以上のひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者で構成する世帯、身体障がい者1・2級の方のみで構成する世帯など **【問合せ・提出先】** ㊟ ㊟	利用にかかる経費として、**月あたり400円**の利用者負担が必要となります。
電話録音装置配置事業	電話録音装置を貸与し、高齢者の振り込め詐欺等による被害を未然に防止します。	市内に住所を有する70歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯 **【問合せ・提出先】** ※市民生活課（23－2035）	貸与期間は1年間とし、1回（1年間）の延長が可能です。
住みよい住宅改善支援サービス	高齢者が身体機能が低下しても住みなれた家庭で長く生活できるよう、住宅環境改善に必要な経費を支援します。	1年以上市内に住所を有する65歳以上で介護認定を受けている高齢者がいる世帯 ただし、世帯全員が前年の所得税非課税の世帯に限る **【問合せ・提出先】** ㊟ ㊟	対象工事費（90万円を限度）の3分の2の額を助成します。 ただし、介護保険法による住宅改修費の支給を優先し、支給分を控除します。
そくさいネット「ふれiTVⅡ」福祉支援事業	TV電話機器を貸与し、健康・福祉に関する支援や行政情報の提供等を行うことにより、高齢者世帯の日常生活の不便性を解消します。	65歳以上のひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者のみ世帯、身体障がい者のみで構成する世帯など **【問合せ・提出先】** ㊟	利用料から要綱に定められた個人負担額を差し引いた額を助成します。 ただし、山間過疎地域振興条例の対象となる集落の世帯などの負担額は一部割引されます。

●高齢者の家族介護支援サービス

サービス名	サービス内容	利用対象者	利用内容など
家族介護者交流サービス	在宅で介護している家族を一時的に介護から開放し、介護者の交流会を行い、技術の向上、情報の交換、心身のリフレッシュを図ります。	在宅で介護をしている家族 【問合せ先】 ㊐	利用料は、食事等の一部負担金が必要になります。 在宅介護支援センター等で実施します。
家族介護教室	在宅で介護している家族の介護技術の向上、介護相談、介護情報等の提供をします。	在宅で介護をしている家族 【問合せ先】 ㊐	利用料は、原則無料です。ただし、実費が必要な場合もあります。 在宅介護支援センター等で実施します。
生活管理指導短期宿泊サービス（ショートステイ）	自立した生活の継続を可能とするため、原則７日以内の短期宿泊を支援します。	65歳以上の高齢者で、介護認定で自立と判定された方、またはそれに準ずる方 家族からの虐待・放置または、生活習慣の欠如のある方 擁護者の冠婚葬祭への参加や入院等 【問合せ・提出先】 ㊐	１日あたり1,779円の利用者負担が必要です。
高齢者ミドルステイサービス	３ヶ月を限度とした宿泊を提供します。ただし、提供期間にショートステイで利用される期間を含みます。	要介護認定を受けた高齢者の介護者の入院による不在および住宅の改造等の理由がある方 【問合せ・提出先】 ㊥ ㊐	要介護と認定された高齢者は世帯の所得段階により利用者負担額を決定します。
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に対して、徘徊探知装置を貸与することにより、高齢者の所在を確認するサービスを提供します。	65歳以上の徘徊高齢者を介護する世帯 【問合せ・提出先】 ㊥ ㊐	基本機器等は市が負担しますが、基本料および位置情報提供利用料や現場急行経費等は利用者の負担となります。
家族介護用品支給サービス	常時おむつを必要とする高齢者におむつ利用券を交付します。	要介護3以上の高齢者、上下肢または体幹機能障害1・2級の身体障がい者および療育手帳Aをお持ちの方で、常時おむつを必要とする方 【問合せ・提出先】 ㊥ ㊐	月あたり2,500円（要介護４以上の高齢者で世帯全員が市民税非課税の場合は5,000円）のおむつ利用券を年４回に分けて交付します。
要介護高齢者福祉金支給	在宅の重度要介護高齢者に福祉金を支給します。	65歳以上の要介護４以上の在宅の高齢者。ただし、所得要件等があります。 【問合せ・提出先】 ㊐	月5,000円の福祉金を年２回に分けて支給します。
家族介護慰労金支給	重度の要介護高齢者で、１年以上介護保険サービスを利用せず、家族の介護で在宅生活を送っている者の家族に慰労金を支給します。	要介護４以上の在宅の高齢者で、世帯全員が市民税非課税の世帯。ただし、過去１年の間に介護給付を受けず、30日以上入院していないこと 【問合せ・提出先】 ㊐	要介護高齢者1人につき、年額100,000円を支給します。

サービス名	サービス内容	利用対象者	利用内容など
緊急ショートステイサービス	在宅要介護者が急病などで緊急にショートステイを必要とする場合に備え、特別養護老人ホーム（福寿園といなみ）にショートステイ床計２床を確保しています。	要介護または要支援者で介護者の急病等により他に介護する者がいない場合、または虐待等により生命・身体に危険の恐れがある場合　等 **【問合せ・提出先】** ㊟ ㊢	原則７日以内の利用となります。 介護保険制度の通常の利用料金と食費等の自己負担が必要です。 担当のケアマネジャーにご相談ください。

●高齢者への介護予防事業

サービス名	サービス内容	利用対象者	利用内容など
健やか元気塾（運動教室）	ストレッチや筋力トレーニングなど、無理なく自宅でも継続できる運動を運動指導士が指導します。	65歳以上の基本チェックリスト該当者 運動器機能向上のため教室への参加が望ましい方	３ヶ月（週1回12回コース） 参加費、送迎料の個人負担あり
脳の健康教室（認知症予防）	簡単な計算や文章を音読する楽習（学習）、仲間やサポーターさんとの会話を楽しみ、認知症の予防につなげます。	65歳以上の基本チェックリスト該当者 認知症を予防したい方 教室への参加が望ましい方	５～６ヶ月（週1回20～25回コース） 参加費、送迎料の個人負担あり
介護予防出前講座・教室	家庭や地域において、日頃から健康維持に取り組むために介護予防（運動・口腔・認知症）について、専門職による出前講座・教室を行います。	地域の老人クラブ・高齢者学級・高齢者サロン・婦人会などで実施します。	講座・教室の内容により実費を必要とする場合があります。

※上記の介護予防事業については、南砺市地域包括支援センター（TEL23－2034）へお問い合わせください。

高齢者サロンの開催	高齢者の方々ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活が送れるよう、各種の高齢者サロンを開催します。	65歳以上の高齢者 サロンは、地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ、ボランティアなどが実施します。	利用料は、サロンにより異なります。 ただし、実費が必要な場合もあります。
高齢者生きがいと健康づくり	高齢者のスポーツ、芸能、健康増進活動、教養講座、生きがい活動事業を開催します。	一般高齢者 社会福祉協議会、各地域老人クラブ、総合型地域スポーツクラブが実施しています。	事業内容により実費が必要な場合があります。

●その他のサービス

サービス名	サービス内容	利用対象者	利用内容など
成年後見人制度利用支援	成年後見人制度を利用される場合、必要な経費を支援します。	成年後見人制度の利用が必要な高齢者で、市が助成を必要と認める方 **【問合せ・提出先】** ㊥ ㊉	審判申立に要する費用等の全額と業務に対する報酬等に係る費用の一部を支援します。
認知症高齢者見守り支援事業(徘徊SOS緊急ダイヤル)	認知症の徘徊高齢者等を早期に発見するために、家族が緊急ダイヤルに連絡すると、市内の協力団体へ徘徊情報をメールで配信し、可能な範囲で捜索に協力します。	40歳以上の市内在住で認知症等による徘徊のおそれがある方 **【問合せ・提出先】** ㊉	利用したい方は事前に「ほっとあっと安心カード」での登録が必要です。登録料、利用料は無料です。
介護ロボット「パロ」貸与事業	認知症高齢者の精神・行動の安定と介護者の負担軽減を図るために、アザラシ型介護ロボット「パロ」を貸与します。	市内に住所を有する認知症高齢者および市内に事業所を有する居宅サービス事業者 **【問合せ・提出先】** ㊥	貸与期間は個人は１ヶ月間、事業所は３ヶ月間です。１ヶ月ごとに調査書の提出が必要となります。
介護人材育成支援事業	市内の介護・福祉施設の職員確保を図るため、介護職員初任者研修の受講料を助成します。	①②いずれかに該当し就労期間が６ヶ月を超えている人 ①平成26年１月１日以降に初任者研修を終了し市内の事業所で働いている人 ②初任者研修終了の翌日から起算して１年以内に市内の事業所に就労した人 **【問合せ・提出先】** ㊥	受講料の２分の１（上限50,000円）を助成します。ただし、１人１回限りです。
寿入浴助成券	該当する高齢者に市内の公衆浴場等で使用できる入浴助成券を交付します。	４月１日に市に住所を有する65歳以上のひとり暮らし高齢者または70歳以上の高齢者のみ世帯の高齢者 **【問合せ・提出先】** ㊥	１枚につき300円の助成となります。 利用料金の差額は利用者の負担となります。
ともいきカフェ	市内５ヶ所の飲食店にて、介護者やその家族の癒し・交流・情報交換･相談の場を提供します。	介護を必要とする本人とその家族など **【問合せ先】** ㊉	相談は無料 店内での飲食代は各自で支払いとなります。
認知症集中支援チーム	認知症が疑われる方や認知症の方を介護されている家族から相談があった場合､自宅に訪問し､状態に応じた支援をチームで行います。	認知症が疑われる方や認知症の人およびその家族 **【問合せ先】** ㊉	相談は無料
長寿祝い	満100歳および満88歳の方に祝い状や記念品を贈呈します。	市内に住所を有する満100歳および満88歳の方 **【問合せ先】** ㊥	満100歳の方は自宅等へ市長が訪問し贈呈します。 満88歳の方は敬老会で贈呈します。

シルバー人材センター、その他の高齢者施設

■シルバー人材センター　高年齢者の生きがいと就労の機会を紹介します

担当地域		名称	電話番号	所在地
全域		公益社団法人南砺市シルバー人材センター（本所）	22－8050	南砺市院林88-3
	福野･井波･利賀･井口			
	城端･平･上平	公益社団法人南砺市シルバー人材センター城端支所	62－2898	南砺市是安4564
	福光	公益社団法人南砺市シルバー人材センター福光支所	52－6870	南砺市荒木1550

■介護保険以外の入所や入居など高齢者対応施設

対象者	施設区分	名称	電話番号	所在地
自立高齢者（元気高齢者）	養護老人ホーム	養護老人ホーム楽寿荘	82－2003	南砺市井波2200
	軽費老人ホーム	ケアハウス　城端うらら	62－8111	南砺市理休270
	高齢者生活福祉センター	南砺市平高齢者生活福祉センター「つつじ荘」	66－2866	南砺市大崩島100
		南砺市利賀高齢者生活福祉センター「ネイトピア喜楽」	68－2316	南砺市利賀村百瀬川313

■サービス付高齢者向け住宅

名称	電話番号	所在地
あんしんアパートなんと	22－2162	南砺市新邸11-1

■その他の高齢者施設　憩いとふれあいの場、作業の場を提供しています

施設区分	所在地域	名称	電話番号	所在地
老人福祉センター	城端	南砺市城端老人福祉センター「美山荘」	62－3548	南砺市理休429
	井波	南砺市井波社会福祉センター	82－0906	南砺市井波521
	井口	南砺市井口社会福祉センター	64－8033	南砺市蛇喰1009
	福野	南砺市福野老人福祉センター「さつき荘」	22－3019	南砺市院林82-2
	福光	南砺市福光老人福祉センター「福光温泉」	55－1136	南砺市綱掛66
その他老人福祉施設	城端	南砺市城端老人福祉センター「美山荘別館」	62－2966	南砺市理休336-1
		南砺市城端高齢者いきがいセンター「ふれあいはうす」	62－3346	南砺市理休245
	平	南砺市平ふれあい健康センター	66－2866	南砺市大崩島100
	上平	南砺市上平高齢者コミュニティセンター「ことぶき館」	67－3741	南砺市上平細島1110
	福光	南砺市福光福祉の家「光龍館」	52－6868	南砺市高宮1
交流施設	井波	いなみ交流館「ラフォーレ」	82－8900	南砺市山見1365

●問い合せ先
南砺市地域包括医療ケア部地域包括ケア課長寿介護係
〒939-1898　南砺市蛇喰1009（井口行政センター内）
TEL 0763-23-2034　　FAX 0763-64-2550

H28. 4 .5,000